

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

南関町は、古くから交通の要衝として栄え、現在は九州縦貫高速自動車道の南関インターチェンジを有し、福岡、熊本市内へも1時間程度で行ける立地条件から製造業を中心に多数の企業が立地している。

人口は令和5年3月末日で8,914人、高齢化率は40.8%である。少子高齢化により年々減少しており、ピーク時のおよそ半数にまで減少している。年齢別人口割合で見ると、「年少人口」(0-14歳)は、少子化の影響により一貫して減少傾向が続き、「生産年齢人口」(15-64歳)は、昭和55年以降ほぼ同様の減少率で減少を続けている。

「老年人口」(65歳以上)は平均寿命の上昇や、団塊の世代の加齢により増加を続け、平成17年ごろにピークを迎え、その後は横ばいで推移している。

産業別の就業者数についてみると、第1次産業は昭和60年以降一貫して減少しており、第2次産業は平成2年にピークを迎え、以降は緩やかに減少に転じている。第3次産業は増加傾向にあるものの、平成22年では減少している。なお、第2次産業については衰退がみられるものの、「食料品製造業」「輸送用機械器具製造業」などをはじめとし、各種製造業は稼ぐ力が強く、本町の重要な基盤産業となっている。

現在、町内の中小企業は、人手不足、後継者不足等の課題に直面しており、現状を放置すると町内の産業基盤が失われかねない状況である。このような中、当町の中小企業者の生産性を抜本的に向上させることで、人手不足等に対応した事業基盤を構築するとともに、後継者が引き継ぎたいと思えるような企業にしていくことは、喫緊の課題である。

(2) 目標

南関町は、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、設備投資を活性化させ、町内の事業者の生産性を高めることを目指す。それを実現するための目標として、計画期間中に10件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性(中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。)が年平均3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

南関町の産業は、農林業、製造業、サービス業と多岐にわたり、多様な業種が町の経済、雇用を支えており、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要があることから、多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対

象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。

3 先端設備等の導入の促進に関する事項

(1) 対象地域

南関町は、さまざまな産業が町内全域に立地していることから、広く事業者の生産性向上を実現するため、本計画の対象地域は、町内全域とする。

(2) 対象業種・事業

南関町の産業は、農林業、製造業、サービス業と多岐に渡り、多様な業種が町の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、本計画において対象とする業種は、全業種とする。

生産性向上に向けた事業者の取組は、新商品の開発、自動化の推進、I.T導入による業務効率化、省エネの推進等多様である。したがって本計画においては、労働生産性が年平均3%以上に資すると見込まれる事業であれば、幅広い事業を対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

導入促進基本計画の計画期間は2年間（令和5年7月31日～令和7年7月30日）とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間、5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

- ・人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。
- ・公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。
- ・計画の内容に確実性、具体性、実効性が認められない取り組みは、対象としない。
- ・町税を滞納している者は、対象としない。
- ・太陽光発電設備については、本計画では発電電力を自家消費するものまたは自己所有の工場や事業所等の屋上に設置する設備に限るものとする。

(備考)

用紙の大きさは日本産業規格A4とする。